

議案第86号

福岡市コンベンション施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、コンベンション施設の適正な運営を図るため、施設の利用料金の上限額を定める等の必要があるによる。

福岡市コンベンション施設条例の一部を改正する条例

福岡市コンベンション施設条例（平成13年福岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 コンベンション施設において、業として写真等の撮影をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第7条第1項中「許可利用者からは」の次に「、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) マリンメッセ福岡の施設 別表第1に定める額
- (2) 福岡国際会議場の施設 別表第2に定める額
- (3) コンベンション施設の付属設備 規則で定める額

第7条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第4条第3項の許可を受けた者からは、別表第3に定める額の範囲内において、利用料金を徴収する。

第7条第4項中「第2項」を「前項」に改める。

附則第5項中「第1項」の次に「、第2項」を加える。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1

1 多目的展示室

区 分		金 額	
		午前 8 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 午前 8 時まで (1 時間につき)
展示会・その他催事	平日	2,700,000 円	248,400 円
	土日祝	2,970,000	273,240
集会・会議	平日	2,160,000	198,720
	土日祝	2,376,000	219,240
アマチュアスポーツ	平日	1,620,000	149,040
	土日祝	1,782,000	164,160

備考

- 1 「土日祝」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 2 準備等のため利用する場合及び施設の一部を利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 3 許可利用者が、多目的展示室の利用に伴い電気、水道、ガス又は空気調和設備を使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

2 付帯施設

区 分	金 額			
	午前 8 時から 午後 9 時まで	午前 8 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで

大会議室	216,000 ^円	108,000 ^円
会議室	64,800	32,400
サブアリーナ	108,000	54,000
展望応接室	86,400	43,200
主催者控室	43,200	/
切符売場	10,800	
控室	32,400	
海のモール	540,000	
ロビースペース	32,400	
エントランス前敷地	41,040	
エキシビジョンパーク	81,000	

備考

- 1 この表に定めるもののほか、次に掲げる場合の利用料金の額は、規則で定める。
 - (1) 利用時間を超えて利用する場合
 - (2) 準備等のため利用する場合
 - (3) この表に掲げる施設と多目的展示室とを併用して利用する場合
 - (4) 物品販売を目的としてエントランスロビー又は海のモールを利用する場合
 - (5) 駐車することを目的としてエキシビジョンパークを利用する場合
- 2 許可利用者が、付帯施設の利用に伴い電気、水道、ガス又は空気調和設備を使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。
- 3 駐車場

(1) 1台ごとの利用

区 分		単 位	金 額
A 駐車場 B 駐車場 C 駐車場	一般車両	午前 8 時から午後10時まで	600 ^円
		午後10時から翌日の午後10時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	2,400
	中型車両	午前 8 時から午後10時まで	1,200
		午後10時から翌日の午後10時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	4,800
	上記以外の車両で市長が認めるもの	午前 8 時から午後10時まで	2,000
ぴあトピア駐車場	一般車両	24時間までごとに	1,000

備考

- 1 一般車両とは長さ5.0メートル、幅1.9メートル以下の車両を、中型車両とは長さ7.0メートル、幅1.9メートル以下の車両（一般車両を除く。）をいう。
- 2 市長の承認を得てB駐車場をバスゲート式駐車場として利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。

(2) 一括利用

区 分	単 位	金 額
A 駐車場	1日につき	147,744 ^円
B 駐車場		120,960
C 駐車場		69,984
ぴあトピア駐車場		31,968

備考 施設の一部を利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。

別表第2

1 会議室

区 分		金 額						
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
メインホール	平日	61,668 円	82,296 円	92,556 円	99,360 円	122,364 円	134,352 円	
	土日祝	74,088	98,712	111,132	119,232	146,880	161,136	
多目的ホール	平日	109,080	196,128	109,080	305,208	305,208	372,708	
	土日祝	130,788	235,332	130,788	366,120	366,120	447,336	
メインホール と多目的ホー ルとを一体的 に利用する場 合	平日	136,620	222,696	161,244	323,568	342,036	405,648	
	土日祝	163,944	267,192	193,536	388,260	410,400	486,864	
国際会議室		66,852	87,480	66,852	139,212	139,212	206,064	
中会議室	409から 414まで	1室 利用	28,296	31,104	28,296	47,520	47,520	60,156
		2室 利用	56,592	62,208	56,592	95,040	95,040	120,312
	502及び 503	1室 利用	29,592	32,616	29,592	49,896	49,896	63,612
		2室 利用	59,400	65,340	59,400	99,792	99,792	127,224
401から 406まで	1室 利用	10,044	13,608	10,044	20,088	20,088	24,084	
	2室 利用	20,196	27,108	20,196	40,068	40,068	48,168	

小会議室		3室 利用	33,264	44,712	33,264	66,096	66,096	79,380
	407		7,128	9,612	7,128	14,040	14,040	16,956
	504及び 505	1室 利用	9,504	12,528	9,504	15,012	15,012	19,548
		2室 利用	18,900	25,056	18,900	30,024	30,024	39,096
	506		8,856	11,880	8,856	14,040	14,040	18,360

備考

- 1 「土日祝」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 2 この表に定めるもののほか、次に掲げる場合の利用料金の額は、規則で定める。
 - (1) 利用時間を超えて利用する場合
 - (2) 準備等のため利用する場合
 - (3) 施設の一部を利用する場合
 - (4) 一の利用者が、この表に掲げるすべての会議室を利用する場合
- 3 許可利用者が入場者から3,000円を超える入場料等を徴収する場合又は商品の展示、陳列若しくは販売その他営利を主たる目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の金額に規則で定める額を加算した額とする。
- 4 許可利用者があらかじめ市長の許可を受けて特別な設備をした場合において、電気、水道又はガスを使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

2 付帯施設

区 分	単 位	金 額
控室	1室	5,616 円
主催者事務室		2,592

パントリー	1日につき	5,184
ロビー	1日1平方メートルまで ごとに	1,620
レストラン	1日につき	69,984

備考

- 1 控室及び主催者事務室の利用料金の額（次項において同じ。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として計算する。
 - 2 午前9時から午後5時まで及び午後1時から午後9時までの利用料金の額は、それぞれ前項の1回とした利用料金の2倍の額とし、午前9時から午後9時までの利用料金の額は、前項の1回とした利用料金の3倍の額とする。
 - 3 一の利用者がすべての会議室を利用する場合の付帯施設（レストランを除く。）の利用料金の額は、規則で定める。
 - 4 利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
 - 5 許可利用者が、パントリーの利用に伴い電気、水道又はガスを使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。
- 3 駐車場

(1) 1台ごとの利用

区 分	単 位	金 額
一般車両	1台30分までごとに	100 ^円
上記以外の車両で市長が認めるもの	1日1回	2,000

備考 一般車両とは長さ5.0メートル、幅1.9メートル以下の車両をいう。

(2) 一括利用

単 位	金 額
1日につき	104,976 ^円

備考 施設の一部を利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。

別表第3

区 分	単 位	金 額
写真撮影	2時間までごとに	8,100 ^円
動画撮影	4時間までごとに	32,400

備考 利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。